

経営事項審査申請の手引き

（福井県知事許可業者用）

令和7年7月

※申請の前には必ず必要書類が全部そろっているか、
記載漏れがないか十分にご確認ください。

《目 次》

1 経営事項審査について・・・p1～6

（ 経営事項審査とは / 申請手続き / 審査基準日 / 経営事項審査結果通知書の有効期間 / 審査項目 / 総合評定値（P）の算出方法 / 再審査の申立て / JCIP を利用した申請について / 経営事項審査申請の流れ ）

2 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書・・・p7～11

3 別紙一 工事種類別完成工事高・・・p12～25

（ 共通事項 / 工事経歴書 / 工事経歴書（第2号様式）の記載フロー / 記載例 ）

4 別紙二 技術職員名簿・・・p26～31

5 別紙三 その他の審査項目（社会性等）・・・p32～43

（ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 / 建設業の営業継続の状況 / 防災活動への貢献の状況 / 法令遵守の状況 / 建設業の経理の状況 / 研究開発の状況 / 建設機械の保有状況 / 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 ）

6 経営規模等評価申請・総合評定値請求に係る提出書類・提示書類一覧・・・p44～45

7 参考・・・p46～50

（ ・ 建設工事の種類と例示（『建設業許可事務ガイドラインについて』別表1）
・ 業種別技術職員コード表 ）

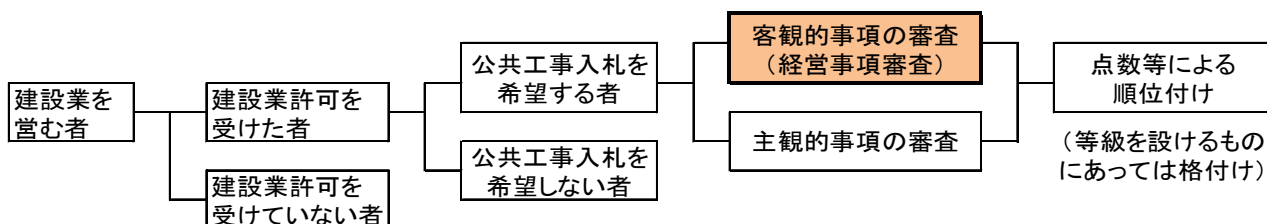
経営事項審査について

1 経営事項審査とは

建設業許可業者が、公共工事（県、市町または国等が発注する建設工事で政令で定めるもの）を、発注者から直接請負おうとする場合は、あらかじめ、建設業法第27条の23第1項の規定により、経営事項審査を受けておく必要があります。

一般的に、公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、競争入札参加の資格審査を行い、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位づけや格付けに採用しています。

なお、経営事項審査は、建設業法により、建設業許可行政庁が経営事項審査も審査を行うこととされており、大臣許可業者については国土交通大臣が、県知事許可業者については県知事が審査を行うこととなります。



2 申請手続き

福井県内に主たる営業所の所在地がある国土交通大臣許可の建設業者は、近畿地方整備局長に、福井県知事の許可を受けている建設業者は福井県知事に、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書および関係添付書類を提出して経営事項審査を申請します。

なお、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が行うこととされており、経営状況分析申請書および関係添付書類を直接、経営状況分析機関に提出します。

《具体的な申請手続き》

- ① 建設業者は、経営状況分析について経営状況分析機関に申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受ける。
- ② 福井県知事許可の建設業者は、**主たる営業所の所在地を管轄する本県の各土木事務所**に経営規模等評価の申請および総合評定値の請求を行う。
- ③ 福井県知事の許可を受けている建設業者に対しては、本県が経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を作成し、土木事務所を経由して当該業者へ交付する。

（参照 P5「経営事項審査申請の流れ」）

【申請窓口一覧】

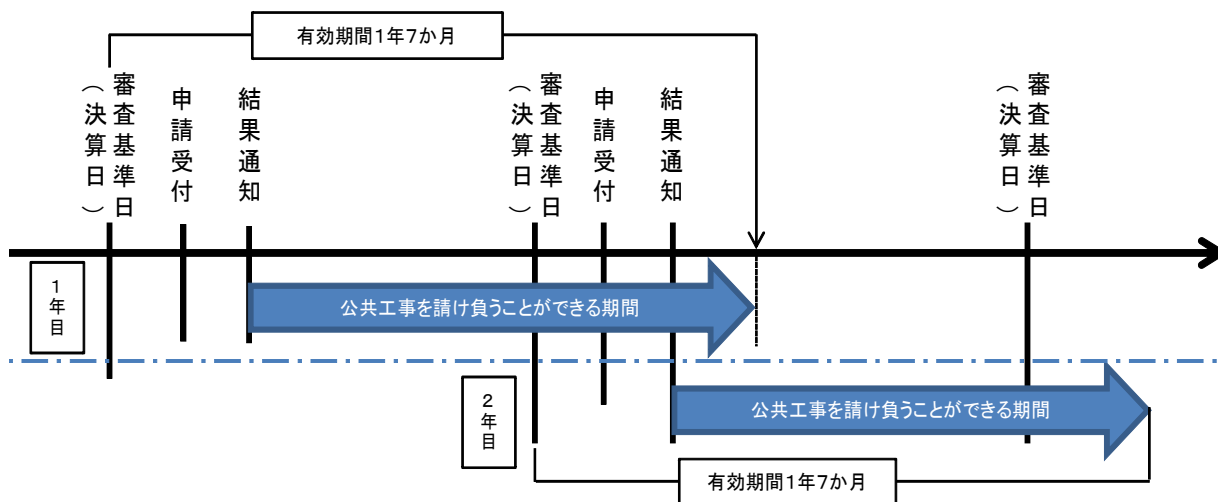
主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 (総務課)	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 (内線320、327)
あわら市、坂井市	三国土木事務所 (総務課)	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 (内線410、411)
大野市、勝山市	奥越土木事務所 (総務課)	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 (内線816)
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 (総務課)	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 (内線336、337)
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	敦賀土木事務所 (総務課)	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 (内線115)
小浜市、高浜町、おおい 町、若狭町（旧上中町）	小浜土木事務所 (総務課)	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 (内線113)

3 審査基準日

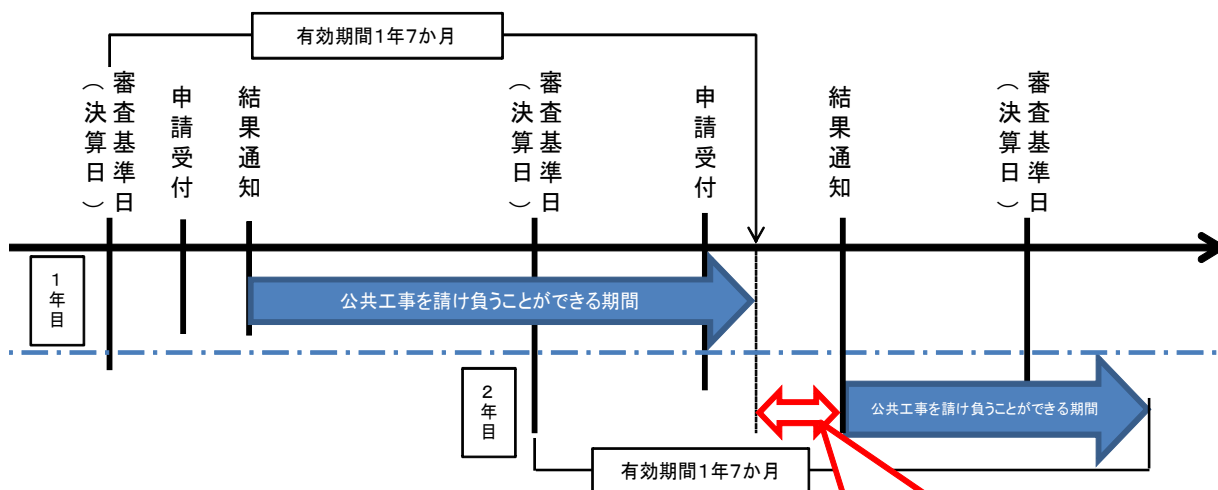
経営事項審査では、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日（いわゆる決算日）を基準として、その時点における各項目について評価を行っています。この日を「審査基準日」といいます。

4 経営事項審査結果通知書の有効期間

経営事項審査の有効期間は、当該経営事項審査の審査基準日から1年7か月間です。このため、常時、公共事業を国や地方公共団体等から直接請け負う場合には、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年、定期的に経営事項審査を受ける必要があります。



公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、**決算確定後、速やかに**経営事項審査を受けて下さい。申請が遅れますと下記図のように公共工事を請け負うことができない期間が生じることがあります。



申請から結果通知書の交付までは**40日**（補正の期間を含みません）**程度**かかります。

審査・調査の内容により通知が前後することもありますので、**時間的余裕を見込んだ上で、早めに申請をしてください。**

結果通知があるまでは公共工事を請け負うことができません！

※前回受審経審の有効期限までに申請がない場合は県の入札参加資格も取り消されます。

5 審査項目

経営事項審査は下表の項目について審査を行い、定められた計算式に基づいて総合評定値（P点）を算出します。なお、経営状況分析（Y点）については、経営状況分析機関が算出します。

区 分		審査項目	審査実施者
経営規模	(X ₁)	・完成工事高	各土木事務所 (福井県知事許可業者)
	(X ₂)	・自己資本額 ・利払前税引前償却前利益額	
経営状況（Y）		・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュ・フロー ・利益剰余金	経営状況分析機関
技術力（Z）		・技術職員数 ・元請完成工事高	各土木事務所 (福井県知事許可業者)
その他の評価項目 (社会性等) (W)		・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況・・・W₁ ・建設業の営業継続の状況・・・W₂ ・防災活動への貢献の状況・・・W₃ ・法令遵守の状況・・・W₄ ・建設業の経理に関する状況・・・W₅ ・研究開発の状況・・・W₆ ・建設機械の保有状況・・・W₇ ・国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況・・・W₈ $\frac{(W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8)}{10} \times 190 / 200^{※}$ ⇒W点（小数点以下の端数は切り捨て） ※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請からは ×10×190/200を×10×175/200とする。	

6 総合評定値（P）の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X_1) + 0.15 (X_2) + 0.2 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

（※小数点以下の端数がある場合は四捨五入します）

- X₁：工事種類別年間平均完成工事高の評点
- X₂：自己資本額および平均利益額の評点
- Y：経営状況の評点
- Z：技術力の評点
- W：その他の審査項目（社会性等）の評点

7 再審査の申立て

以下の場合のみ申立てが可能です。

- ①行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が申請と異なる場合（結果通知書を受けた日から30日以内に限り）

※申請者側の記入誤り、記入漏れ、申請時の確認書類不足による内容認否等「申請者の責任に帰する案件」については、再審査の対象となりませんのでご注意ください。

- ②国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

8 審査手数料および納付方法について

<審査手数料>

1 申請当たり 8,500円

1 業種当たり 2,500円

8,500円 + (業種数 × 2,500円) = 手数料（県証紙による）

（※収入印紙ではありません）

【許可業種を追加した際の経審について】

- 建設業許可の業種追加後に、**前回申請と同じ審査基準日**において、追加された建設業について経営事項審査の申請をする場合は、追加分として申請する建設業に係る手数料とします。

（例）令和3年12月31日を審査基準日として、2業種について経営事項審査を受審し、結果通知を受けたが、その後、建設業許可を1業種追加し、当該追加業種分についても経営事項審査を受審したい場合、当該申請で納付する審査手数料は、2,500円となります。

<納付方法>下記の（Ⅰ）～（Ⅲ）いずれかの方法で納付してください。

（Ⅰ）福井県証紙による納付

（Ⅱ）コンビニエンスストアでの納付（手数料納付システム）

（Ⅲ）クレジットカードによるWEB上での納付（手数料納付システム）

<手数料納付システムでの納付方法（Ⅱ）、（Ⅲ）の方法で納付する場合>

① 経営規模等評価手数料 = 8,100円 + 申請業種数 × 2,300円 = 10,400円～

② 総合評定値の通知手数料 = 400円 + 申請業種数 × 200円 = 600円～

※①、②のいずれの納付が必要です。

※下記のURLから手数料納付システムに進み、納付手続きを行ってください。

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/tesuuryou.html>

（参考）手数料納付システム入力画面

1 入力	2 確認	3 完了
経営規模等評価手数料		
必要事項を入力して「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。		
手数料額（半値）	円	
申請建設業数【必須】	1.0	
手数料合計	10,400 円	
お支払総額	10,400 円	
申請者名【必須】	全角60文字以内で、姓の順にはスペースを入れてください。 団体の場合はスペース不要です。 例) 福井 太郎	
連絡先電話番号【必須】	半角数字（リダイヤルなし） 例) 09000000000	
メールアドレス【必須】	例) 00000@00000.00.00	

<手数料納付システム手順>

- URLから、上記①および②をクリック
- 左記画面にて、必要事項を入力
- 12桁の申込番号を県様式「申込番号記入欄」に記入し、申請書に添付
□□□□-□□□□-□□□□
□□□□-□□□□-□□□□
- （Ⅱ）または（Ⅲ）の方法で支払い

9 JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）を利用した申請について

JCIP を利用することで、経営事項審査の申請をインターネット上で行うことが可能です。

必要書類や要件等に変更はございませんが、書類印刷の手間削減や、紙面の削減等が見込めるため、ぜひご利用ください。

なお、従来通りの書面申請を行っていただくことも可能です。

【JCIP の利用方法等について】

- 国土交通省が公開している「建設業許可・経営事項審査 電子申請システム（JCIP）マニュアル」をご参照ください。

「国土交通省ホームページ」

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

（システム操作マニュアル）

【手数料の納付方法について】

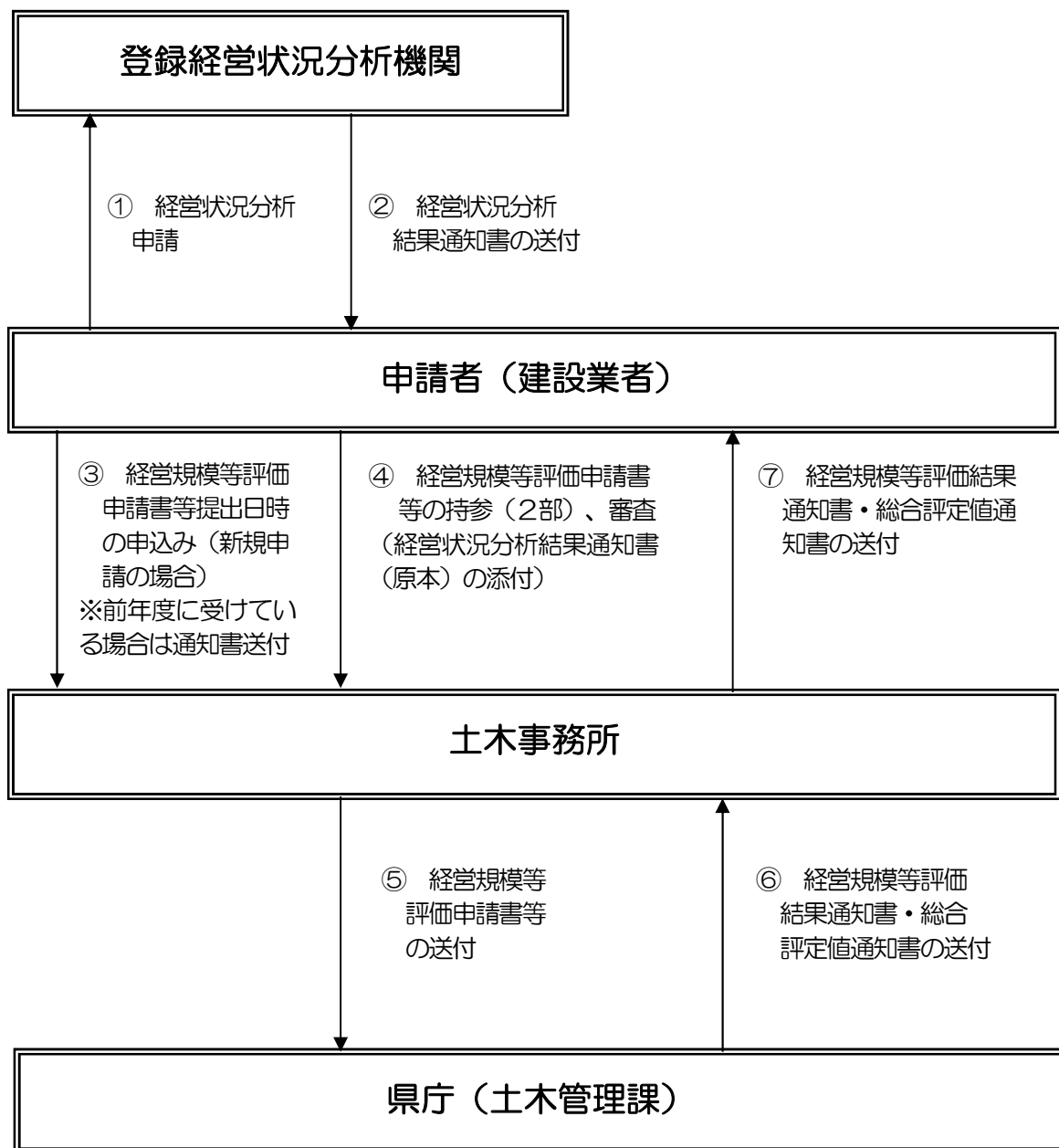
- 申請が受付された後に、JCIP の案内に従って納付を行ってください。金額および納付方法については、8 審査手数料および納付方法について をご参照ください。福井県証紙での納付を行う場合は、福井県証紙を貼付した台紙を管轄の土木事務所あて提出して下さい。

【提出書類・提示書類の添付について】

- 本手引きp44～45の提出書類・提示書類一覧に必要書類と書類を添付する箇所を記載しておりますので、ご参照ください。

経営事項審査申請の流れ

【知事許可の建設業者】



経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

1 共通事項

(1) 「タイトル」、「条文」および「申請先名」

タイトル、条文および申請先名については、不要のものを抹消する。

(2) 申請者

申請者の他に申請書または添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。）がある場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。

この場合は、作成に係る委任状の写し等を添付する。

02 申請時の許可番号

申請時に許可を受けている建設業の許可番号等を記入する。

「大臣・知事コード」は、国土交通大臣許可は「00」、知事許可は「18」を記入する。

「国土交通大臣／知事」および「般／特」については、不要のものを消す。

「許可年月日」は、2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものを記入する。

03 前回の申請時の許可番号

前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合のみ記入する。

04 審査基準日

申請をしようとする日の直前の事業年度の終了日（いわゆる直前の決算日）を記入する。

会社合併、事業譲渡などで直前の事業年度の終了日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日を記入する。

05 申請等の区分

次の表の該当するコードを記入する。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請および総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立および総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

06 処理の区分

左欄と右欄に分けて記入し、左欄は次の表の該当するコードを記入する。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

右欄は次の表のいずれかに該当する場合は、該当するコードを記入する。

(注：記載要領等で確認してください)

コード	処 理 の 種 類
10	会社の合併が行われた場合で、合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	会社の合併が行われた場合で、合併期日または合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で、譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で、譲受人である法人の設立登記日または営業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは特定調停手続開始の申立てが行われた場合で、会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日または特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	会社分割が行われた場合で、分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	会社分割が行われた場合で、分割期日または分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

07-1 法人又は個人の別

法人は「1」、個人は「2」を記入する。

07-2 資本金額又は出資総額

法人のみ記入し、個人は記入しない。

株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入する。

07-3 法人番号

法人のみ指定された13桁の番号を記入する。

08 商号又は名称のフリガナ

カタカナで記入し、濁音および半濁音は1文字として扱う。

例：正「フ ク イ ク ミ」
誤「フ ク イ ク ミ」

なお、株式会社等法人の種類を表す文字のフリガナは記入しない。

09 商号又は名称

法人の種類を表す文字は、次の略号を用いて記入する。

種 類	略号	種 類	略号	種 類	略号	種 類	略号
株式会社	(株)	合名会社	(名)	合同会社	(合)	協業組合	(業)
特例有限会社	(有)	合資会社	(資)	協同組合	(同)	企業組合	(企)

(記入例……「株」福井建設)

10 代表者又は個人の氏名のフリガナ

カタカナで姓と名の間に1文字空けて記入する。濁音および半濁音を表す文字は1文字として扱う。

例：正「フ ク イ シ ロ ウ」
誤「フ ク イ シ ロ ウ」

11 代表者又は個人の氏名

法人はその代表者の氏名を、個人はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1文字空けて記入する。

(記入例……「福井」因郎)

12 主たる営業所の所在地市区町村コード

次の表の該当するコードを記入する。

コード	市町名	コード	市町名	コード	市町名
18201	福井市	18208	あわら市	18423	越前町
18202	敦賀市	18209	越前市	18442	美浜町
18204	小浜市	18210	坂井市	18481	高浜町
18205	大野市	18322	永平寺町	18483	おおい町
18206	勝山市	18382	池田町	18501	若狭町
18207	鯖江市	18404	南越前町		

13 主たる営業所の所在地

12により記入した市町名に続く町名、街区符号および住居番号等を記入する。

「丁目」、「番」および「号」については「- (ハイフン)」を用いて記入する。

(記入例……「因」市3-1-7-1)

14 電話番号

市外局番、局番および番号をそれぞれ「- (ハイフン)」で区切り記入する。

(記入例……「0」776-21-1111)

15 許可を受けている建設業

申請時に許可を受けている建設業が、一般建設業は「1」を、特定建設業は「2」を、次の表の略号の欄に記入する。

種 類	略 号	種 類	略 号	種 類	略 号
土木工事業	(土)	鋼構造物工事業	(鋼)	熱絶縁工事業	(絶)
建築工事業	(建)	鉄筋工事業	(筋)	電気通信工事業	(通)
大工工事業	(大)	舗装工事業	(舗)	造園工事業	(園)
左官工事業	(左)	しゅんせつ工事業	(しゅ)	さく井工事業	(井)
とび・土工工事業	(と)	板金工事業	(板)	建具工事業	(具)
石工事業	(石)	ガラス工事業	(ガ)	水道施設工事業	(水)
屋根工事業	(屋)	塗装工事業	(塗)	消防施設工事業	(消)
電気工事業	(電)	防水工事業	(防)	清掃施設工事業	(清)
管工事業	(管)	内装仕上工事業	(内)	解体工事業	(解)
タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	機械器具設置工事業	(機)		

【留意事項】

- ・申請時の許可状況を記入すること。
- ・審査基準日で許可を有していない場合であっても申請時に許可を有していれば記入し、逆に審査基準日に許可を有していても申請時に廃業していれば記入しないこと。

16 経営規模等評価等対象建設業

申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について、上の表の略号（(土)、(建) など）の欄に「9」と記入する。

なお、建設業許可の業種追加後に、前回申請と同じ審査基準日において、追加された建設業について経営事項審査の申請をする場合は、追加分として申請する建設業に加え、前回申請した建設業についても同様に「9」と記入する。

17 自己資本額

審査基準日の決算（基準決算）における自己資本の額または基準決算および前回の申請時における審査基準日（直前の審査基準日）の決算における自己資本の額の平均の額（平均自己資本額）を記入し、「審査対象」の欄に「1」または「2」を記入する。

また、平均自己資本額を記入した場合は、別欄に、基準決算における自己資本の額および直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

会社法第2条第6号に規定する大会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば、百万円未満の単位に該当する欄に「0」を記入する。

18 利益額（2期平均）

審査対象事業年度における利益額および審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入する。

また、別欄に、審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

会社法第2条第6号に規定する大会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。

19 技術職員数

別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入する。

20 登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。

(平成30年4月現在)

登録番号	機関の名称	電話番号
000001	(一財)建設業情報管理センター	03-5565-6131
000002	(株)マネージメント・データ・リサーチ	096-278-8330
000004	ワイズ公共データシステム(株)	026-232-1145
000005	(株)九州経営情報分析センター	095-811-1477
000007	(株)北海道経営情報センター	011-820-6111
000008	(株)ネットコア	028-649-0111
000009	(株)経営状況分析センター	03-5753-1588
000010	経営状況分析センター西日本(株)	0836-38-3781
000011	(株)NKB	093-982-3800
000022	(株)建設業経営情報分析センター	042-505-7533

登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

21 連絡先

申請書または添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入する。

別紙一 工事種類別完成工事高

31-1 審査対象事業年度

次の例により記入する。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 自〇〇 3年〇 4月～ 至〇 4年〇 3月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 自〇 3年1 0月～ 至〇 4年〇 3月

(3) 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 自〇 3年〇 4月～ 至〇 4年〇 3月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和3年3月12月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 自〇 3年〇 1月～ 至〇 3年1 2月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で、令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

(記入例) 自〇 3年1 0月～ 至〇 4年〇 3月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で、最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

(記入例) 自〇 3年1 0月～ 至〇 〇年〇 〇月

31-2 計算基準の区分

【確認事項】

- 完成工事高および元請完成工事高を「2年平均」で申請する場合は「1」を記入し、「3年平均」で申請する場合は「2」を記入する。(「2年平均」で申請する場合に、誤って「2」を記入しないこと)

31-3 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度

「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記の例により記入する。

ただし、審査対象事業年度および審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高および元請完成工事高について申請する場合は、直前2年の各審査対象事業年度の期間を「審査対象事業年度」の欄に記入した例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入する。

【留意事項】

- ・下欄（「審査対象事業年度の前審査対象年度」および「審査対象事業年度の前々審査対象年度」）には、審査基準日からさかのぼって24か月以上または36か月以上となるまでの事業年度の期間を記入すること。
- ・24か月以内または36か月以内に営業の同一性を失うことなく組織変更等を行っている場合は、更前および変更後を通算して24か月または36か月として記入すること。
- ・完成工事高および元請完成工事高を「2年平均」で申請する場合、または「3年平均」で申請する場合、それぞれの「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

（１）12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	0	4	月	～	至	0	4	年	0	3	月	
2年平均の場合	自	0	2	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 1
3年平均の場合	自	0	1	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 2

（２）6か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	0	4	月	～	至	0	4	年	0	3	月	
2年平均の場合	自	0	2	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 1
3年平均の場合	自	0	1	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 2

（３）商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	0	4	月	～	至	0	4	年	0	3	月	
2年平均の場合	自	0	2	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 1
3年平均の場合	自	0	1	年	0	4	月	～	至	0	3	年	0	3	月	計算基準の区分 2

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	0	1	月	～	至	0	3	年	1	2	月	
2年平均の場合	自	0	2	年	0	1	月	～	至	0	2	年	1	2	月	計算基準の区分 1
3年平均の場合	自	0	1	年	0	1	月	～	至	0	2	年	1	2	月	計算基準の区分 2

（４）事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で、令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	1	0	月	～	至	0	4	年	0	3	月	
2年平均、3年平均ともに	自	0	0	年	0	0	月	～	至	0	0	年	0	0	月	

（５）事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で、最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき

（記入例）審査対象事業年度	自	0	3	年	1	0	月	～	至	0	0	年	0	0	月	
2年平均、3年平均ともに	自	0	0	年	0	0	月	～	至	0	0	年	0	0	月	

32-1 業種コード

該当する工事の種類に応じ、該当するコードを欄に記入する。

「土木一式工事」を記入した場合は、その次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」および「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入する。当該工事に係る実績がない場合においては「0」を記入する。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」を記入した場合は、その次の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」を記入した場合は、その次の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高および元請完成工事高を記入する。

コード	種 類	コード	種 類	コード	種 類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事業
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

【確認事項】

- ・「010土木一式工事」を記入した場合は、**実績が無くても**「011プレストレストコンクリート構造物工事」を記入する。
- ・同様に「050とび・土工・コンクリート工事」の場合は「051法面処理工事」を、「110鋼構造物工事」の場合は「111鋼橋上部工事」を**実績が無くても**記入する。
- ・表外の「工事の種類」の欄は、記入した業種コードに対応する工事名を記入する。

32-2 完成工事高／元請完成工事高

各審査対象事業年度ごとに完成工事高および元請完成工事高を記入する。

ただし、審査対象事業年度および審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合は、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入する。

【留意事項】

- ・「経営事項審査の申請をする日の属する事業年度（当期事業年度）」は、経営事項審査が対象とする審査対象事業年度ではなく、その翌年度であり、「当期事業年度開始日」は審査基準日（いわゆる決算日）の翌日である。
- ・完成工事高（元請完成工事高）の振替え（積み上げ）を行った専門工事は、審査対象業種とすることができない。
- ・完成工事高の振替え（積み上げ）を行う場合は、**工事種類別完成工事高付表を別に作成して添付すること。**
- ・建設工事以外の委託業務等（草刈り、側溝清掃、除雪作業（融雪散布剤を含む）、保守点検業務、土砂運搬作業など）は、建設工事ではないため、完成工事高（元請完成工事高）に計上しない（兼業売り上げとして整理）。
- ・自社の工事に係るものは計上しないこと（自己契約に該当）。
- ・「前審査対象事業年度」または「前々審査対象事業年度」については、前回もしくは前々回の申請書類と照合すること。
- ・3年平均を選択した場合は、完成工事高計算表の合計を2で除した数値を記入すること。
- ・審査対象事業年度における完成工事高は、「工事経歴書」に記載されている工事の種類別の合計額と一致していること。
- ・消費税抜きで記入すること（ただし、免税業者は消費税込みで記入）。
- ・一式工事（土木一式、建築一式）の工事経歴書に下請工事が記入されている場合、大規模または内容が複雑な場合や複数の工事を有機的に組み合わせて施工する場合など、指導・管理・調整業務を含む場合は計上を認める。

※審査後に一括下請（合法的なものを除く）や無許可で行った専門工事であると判明した場合は、建設業法に基づく監督処分や福井県の指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となります。

【確認事項】（完成工事高および元請完成工事高の業種間積み上げについて）

- ・許可を受けている建設業のうち、一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出している建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる。（※工事内容によっては積み上げできない場合があります。）

土木一式	←	土木工作物の建設に関連する工事
建築一式	←	建築物の建設に関連する工事

（例）一式工事 ← 専門工事

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	舗装工事
	しゅんせつ工事
	水道施設工事
	鋼構造物工事
	解体工事

一式工事名	含めることができる専門工事
建築一式工事	大工工事
	左官工事
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事
	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	熱絶縁工事
	建具工事
	電気工事
	管工事
	鋼構造物工事
	鉄筋工事
	塗装工事
	解体工事

- ・許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができる。

（※工事内容によっては積み上げできない場合があります。）

（例）専門工事 ← 専門工事

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	造園工事
	タイル・れんが・ブロック工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
	消防施設工事
管工事	消防施設工事
	水道施設工事
	熱絶縁工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
鋼構造物工事	鉄筋工事

専門工事名	含めることができる専門工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
造園工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
板金工事	屋根工事
電気通信工事	電気工事
消防施設工事	電気工事
	管工事
水道施設工事	管工事
熱絶縁工事	
建具工事	ガラス工事
	板金工事

＜注意＞

※振替元、振替先業種には許可が必要です。

※業種間積み上げを行った業種（振替元）は、経営事項審査を受けることができません。

※審査対象年度分で業種間積み上げを行う場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様に積み上げた数値を算出計上して下さい。

《記入例》 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

工事種類別完成工事高付表			
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高（積み上げ後）		左に含める完成工事高	
(審査対象事業年度) 令和3年4月～令和4年3月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円		土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円	
(前審査対象事業年度) 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円		土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円	
(前々審査対象事業年度) 令和2年4月～令和2年3月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円		土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円	

公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注機関に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認してください。

33 その他工事

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の「完成工事高」および「元請完成工事高」をそれぞれ記入する。

【留意事項】

- ・「その他の工事」は、審査業種以外の建設工事について記入する。
- ・除雪など建設工事に該当しないものは記入できない。なお、建設業許可日以前における許可不要の工事については記入できる。

34 合計

完成工事高および元請完成工事高の合計を記入する。

【確認事項】

- ・内訳として記入した業種コード「011」（プレストレストコンクリート構造物工事）、「051」（法面処理工事）および「111」（鋼橋上部工事）に係る完成工事高および元請完成工事高は、合計に含めない。

【留意事項】

- ・「合計」欄も必ず記入すること。

35 その他

この表は工事の種類4つごとに作成する。

「その他工事」および「合計」は最後の用紙のみに記入する。

用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、百万円未満の単位に該当する欄に「0」を記入する。

（事業年度を変更した場合、合併・承継の場合、その他）

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号国土交通省総合政策局建設業課長通知）に記載された方法により算定する。

【確認事項】

- ・記入する工事が4種類を超える場合は、次の帳票に記入する。
- ・「合計」は最後の用紙のみに記入し、各頁毎の小計を記入する場合は、枠外（太線の外）とする。

【留意事項】

- ・契約後VEに係る工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価するので、契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を添付すること。

工事経歴書

1 建設工事の種類

下の表に掲げる建設工事の種類ごとに作成する。

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	ほ装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工工事・コンクリート業	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

(※種類ごとに作成するに当たっては、P43『建設業許可事務ガイドラインについて』別表1を参考にしてください)

2 税込・税抜

該当するものに丸を付す。

3 記載を要する工事の範囲

申請または届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（完成工事）および申請または届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（未成工事）を記載する。

(1) 経営規模等評価の申請を行う場合（通常申請）

- ① 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合は、その完成工事高）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合は、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらにそれに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。

《参考 施行令第1条の2第1項》

軽微な工事とは・・・工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。

【留意事項】

- ・各完成工事の請負代金の額に千円未満の単位がある場合は、適宜、端数調整すること。
- ・除雪、砂利運搬、除草、剪定などは建設工事に該当しないので、完成工事高に含めないこと。
- ・自家工事（発注者が請負人（発注者が申請者本人で受注者も申請者本人）である工事）は完成工事高には含めないこと（建設業者が法人で、役員個人が法人と契約して施工した場合は除く）。（※参考 民法第108条 自己契約）

4 注文者／工事名

下請工事は、「注文者」の欄に当該下請工事の直接の注文者の商号または名称を記載し、「工事名」の欄に当該下請工事の名称を記載する。

【留意事項】

- ・工事経歴書に記載する下請工事が県内で官公署が発注した公共工事に係るものであるときは、当該下請工事に係る元請工事の注文者および工事名を併記してください。
- ・元請工事名が併記されていない下請工事または発注の有無もしくは発注金額が確認できない下請工事については、完成工事高として認められません。

5 元請又は下請の別

元請工事は「元請」と、下請工事は「下請」と記載する。

6 JVの別

共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載する。

【留意事項】

- ・出資比率を超える工事実績、JVとその構成員との下請契約（自己契約）、JVの構成員が孫請業者となっているなど、不適当な工事実績がある場合は、完成工事高の対象として認められません。

7 配置技術者

完成工事について、法第26条第1項または第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名および「主任技術者又は監理技術者の別」を記載する。

また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含むすべての者を記載する。

【留意事項】

- ・配置技術者について、下記に該当する場合は建設業法違反となり、監督処分（行政処分）の対象となります。
 - ① 専任が必要な工事の配置技術者が、他の工事の配置技術者となっている。
 - ② 営業所技術者等が、専任が必要な工事または営業所から離れた場所の工事の配置技術者となっている。
 - ③ 当該工事に係る資格を有している技術者が配置技術者となっていない。
 - ④ JV（共同施工方式）で、発注者からの請負額が配置技術者の専任を必要とする金額にもかかわらず、他の工事（専任・非専任問わず）の主任技術者として配置されている。
（※共同施工方式の場合、JV構成員の主任技術者全員に専任義務が生じます。）

8 請負代金の額

(1) 共同企業体として行った工事は、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額または分担した工事額を記載する。

工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記する。

(2) 「請負代金の額」のうち、「PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、「土木一式工事」について工事経歴書を作成する場合に「プレストレストコンクリート構造物工事」があるときは、該当する略称（PC）に丸を付し、該当する請負代金の額を記載する。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に「法面処理工事」があるときに、「鋼構造物工事」に「鋼橋上部工事」があるときに、それぞれ該当する略称（法面処理あるいは鋼橋上部）に丸を付し、該当する請負代金の額を記載する。

【留意事項】

- ・「請負代金の額」は、消費税を控除した額を記載すること。消費税込みの額を2段書きすることも可。なお、消費税を控除した額は、契約書等に記載された請負代金等に基づき下記のとおり記載すること。

① 免税業者

請負代金額には消費税が含まれていないものとし、請負代金額そのままの額とする。
(契約書等に消費税が明示されている場合であっても、当該金額を含めた額とする)

② 納税義務者（簡易課税業者を含む）

納税額にかかわらず、請負代金額から消費税を除いた額とする。

9 小計／合計

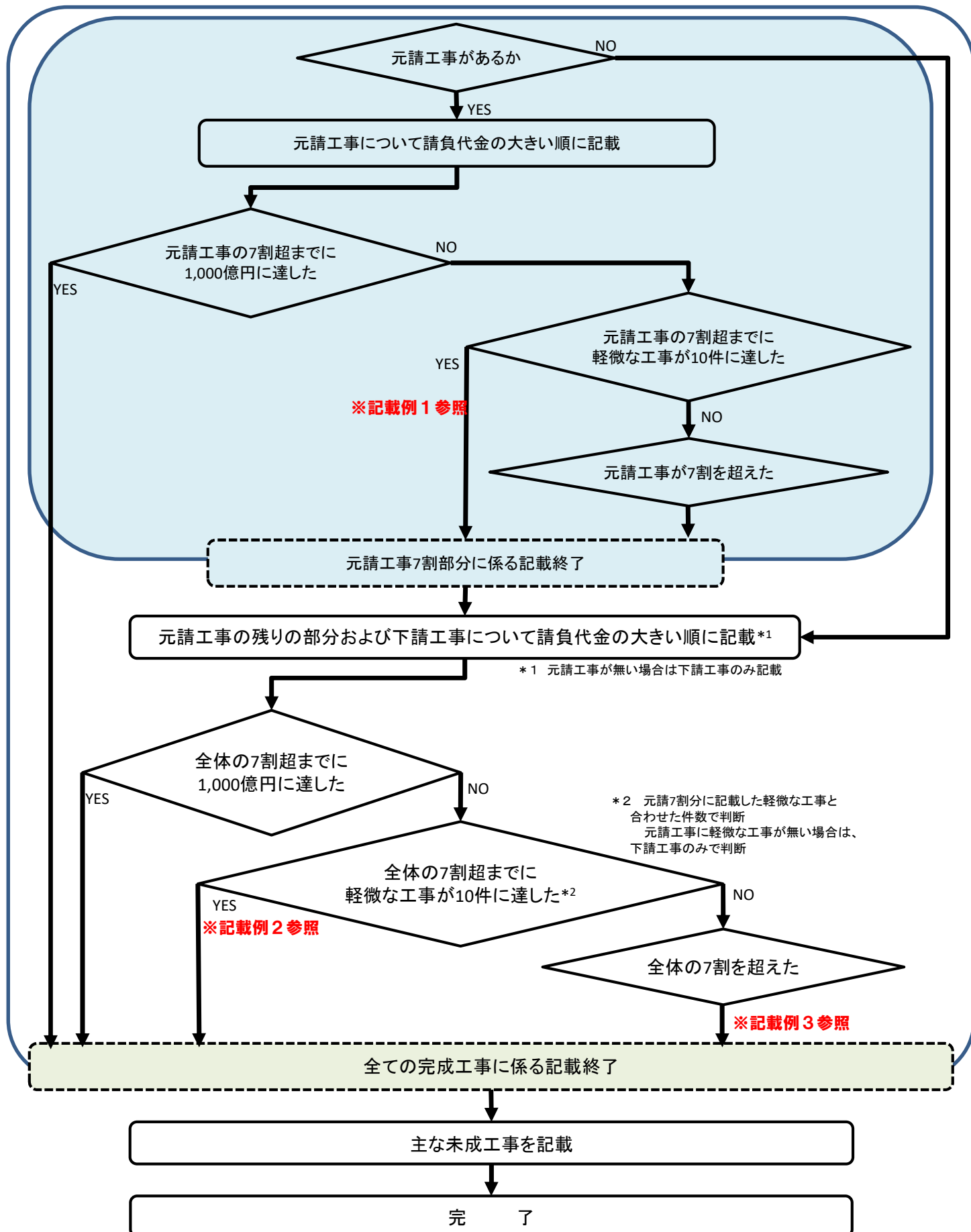
「小計」の欄は、ページごとに記載し、「合計」の欄は、最終ページのみ記載する。

【審査方法】

- ・記載されている工事は、それぞれの契約書等（場合により注文書も可。発注証明書は認めない）により、工事内容や請負金額等を確認する。
- ・次の事項について特に留意する。
 - ① 工事請負台帳、総勘定元帳、預金現金出納帳等にて工事を確認する。
 - ② 法人税または所得税の確定申告書、消費税確定申告書、消費税納税証明書、総勘定元帳で、全ての業種を合わせた総完成工事高を確認する。
 - ③ 発注者に対して直接、工事発注の有無、発注金額を確認することもあります。
 - ・下請工事のうち契約金額が4,500万円以上（建築工事業については7,000万円以上）
 - ・1億円以上の下請工事および民間発注工事
 - ・契約書等で発注者および工事内容等が明確に確認できない場合（工事場所、発注業者の記載がないなど）は、当該工事について、完成工事高として認めません。

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ※ただし、①②において、1000億円または軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工 事 経 歴 書

とび・土工・コンクリート 工事 （税込・税抜）

記載例 1 工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 載）	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月		
						主任技術者				監理技術者	
〇△建設 <u>A</u>	元請		A邸木造住宅解体工事	福井県福井市	福井 一郎	レ		9,000 千円	千円	平成 24 年 10 月	平成 24 年 10 月
〇□建設 <u>B</u>	〃		B邸車止め設置工事	〃	若狭 太郎	レ		4,500 千円	千円	平成 24 年 12 月	平成 24 年 12 月
〇〇建設	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工 事	〃	越前 次郎	レ		3,200 千円	千円	平成 24 年 9 月	平成 24 年 11 月
〇△建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工 事	〃	福井 一郎	レ		2,500 千円	千円	平成 24 年 9 月	平成 24 年 12 月
〇□建設	〃		丸の内ビル新築工事の内足 場仮設工事	〃	〃	レ		2,000 千円	千円	平成 25 年 3 月	平成 25 年 3 月
〇〇建設	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	〃	レ		1,900 千円	千円	平成 25 年 2 月	平成 25 年 2 月
〇△建設	〃		栄ビル新築工事の内杭打工 事	〃	若狭 太郎	レ		1,800 千円	千円	平成 24 年 11 月	平成 24 年 12 月
〇□建設	〃		一般国道99号線道路改良工 事	〃	越前 次郎	レ		1,700 千円	千円	平成 24 年 4 月	平成 24 年 6 月
〇〇建設	〃		一般国道100号線道路改良工 事の内カッター工事	福井県越前市	〃	レ		1,600 千円	千円	平成 24 年 7 月	平成 24 年 7 月
〇△建設 <u>C</u>	〃		C邸玄関コンクリート工事	福井県坂井市	福井 一郎	レ		1,500 千円	千円	平成 24 年 8 月	平成 24 年 8 月
〇□建設 <u>D</u>	〃		D邸新築工事の内基礎工事	福井県敦賀市	〃	レ		1,000 千円	千円	平成 24 年 9 月	平成 24 年 9 月
〇〇〇建設	下請		福井川河川 B～Kの件数 ≤10件	福井市	若狭 太郎		1 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要	千円	千円	平成 24 年 10 月	平成 24 年 12 月
〇〇〇建設 (発注：福井県)	〃		県道123号線道路側溝工事 (（県単）道路改良工事)	〃	越前 次郎	レ		7,000 千円	千円	平成 24 年 12 月	平成 25 年 2 月

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

・・・「軽微な工事」

2 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの完成工事高の合計額（A～M）

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額（A～K）

・工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書する場合の記載例

完成工事高
(75,000)
98,000 千円

工事進行基準による当期計上額

小 計 13 件 45,700 千円

うち 元請工事

30,700 千円

合 計 52 件 65,000 千円

うち 元請工事

50,000 千円

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

記載例2 工事経歴書記載例 (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

工事 (税込・税抜)

24

工 事 経 歴 書

とび・土工・コンクリート

工事 （税込・税抜）

記載例3 工事経歴書記載例

（全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合）

① 元請工事の7割部分

② ①以外の元請工事および下請工事に係る完成工事

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 載）	うち、 ・P C ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月		
						主任技術者				監理技術者	
「注文者」および「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。下記記載例A、B等参照											
○△建設 A	元請	JV	A邸木造住宅解体工事	福井県福井市	福井 一郎	レ		100,000 千円	千円	平成 24 年 10 月	平成 24 年 10 月
○□建設 B	〃	JV	B邸車止め設置工事	〃	若狭 太郎	レ		60,000 千円	千円	平成 24 年 12 月	平成 24 年 12 月
○○建設	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	越前 次郎	レ		3,200 千円	千円	平成 24 年 9 月	平成 24 年 11 月
○△建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	福井	1 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載		千円	平成 24 年 9 月	平成 24 年 12 月	
○□建設	〃		丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ		7,500 千円	千円	平成 25 年 3 月	平成 25 年 3 月
○○建設	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ		6,300 千円	千円	平成 25 年 2 月	平成 25 年 2 月
○△建設	〃		栄ビル新築工事の内杭打工事	〃	若狭 太郎	レ		5,100 千円	千円	平成 24 年 11 月	平成 24 年 12 月
○□建設	〃		一般国道99号線道路改良工事	〃	越前 次郎	レ		2,000 千円	千円	平成 24 年 4 月	平成 24 年 6 月
○○建設	〃		一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	福井県越前市	〃	レ		1,800 千円	千円	平成 24 年 7 月	平成 24 年 7 月
			2 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了								
			A～Cの合計額 ≥ Yの7割								
			A～Iの合計額 ≥ Xの7割								
								ページごとの元請工事に係る			

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A～I)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A+B+C)

小 計	9 件	193,900 千円			うち 元請工事	163,200 千円	千円
合 計	52 件	1,000,000 千円			うち 元請工事	233,000 千円	千円

別紙二 技術職員名簿

この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員（規則第18条の3第2項第1号または第3号に該当する者）に該当する者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について作成する。

一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数、2までとする。

【留意事項】

・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の判断は、雇用保険および社会保険の加入状況などの審査方法（P 27）に基づいて確認します。なお、次のような者は職員に該当しない場合があります。

- ① 住所と営業所の場所的關係から、社会常識上、通勤が不可能な者
- ② 他の建設業者の営業所において専任の技術者となっている者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士など、他の法令により特定の事務所において専任となっている者（建設業において専任を要する営業所が、他の法令により専任を要する事業所等と兼ねている場合を除く）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者など、他の営業で専任に近い状態にあると認められる者
- ⑤ 労務者、パート、アルバイト

・資格を有する経理担当職員については技術職員として記載を認める。

（参考）規則第18条の3

法第27条の23第2項第2号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。（略）

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者の数
- 二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第18条の3の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数（略）

（計算例）審査基準日 令和3年11月30日

申請書提出日 令和4年4月15日

（用紙A4）

20005

技 術 職 員 名 簿

頁

項 番
数 8 1 5 6 頁

通番	新規 登録者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	登録 コード	省資格 区分 コード	登録 番号	登録 コード	省資格 区分 コード	登録 番号	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数								
1	○	〇〇 〇〇	H4 年 1 月 1 日	29	8	2	0	1	1	1	3	1	11111111	10						
2		〇〇 〇〇	S62 年 6 月 6 日	34	8	2	1	1	1	1	3	2	11111111	2						
3		〇〇 〇〇	S61 年 12 月 21 日	34	8	2	0	1	1	4	1	1	1	7	1	8	8	2	11111111	0
4	○	〇〇 〇〇	S61 年 12 月 1 日	35	8	2	0	1	2	1	4	2	2	0	0	0	2	2	11111111	0
5		〇〇 〇〇	S42 年 7 月 1 日	54	8	2	0	1	0	0	1	2	1	7	2	9	0	2	11111111	12
6		〇〇 〇〇	S39 年 11 月 14 日	57	8	2	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0	2	1	11111111	15
7			年 月	満年齢は誕生日前日に加齢します。																
8			年 月	例) 審査基準日：令和3年11月30日																
9			年 月	・昭和61年12月1日以前の者は満35歳以上																
10			年 月 日	・昭和61年12月2日以降の者は満35歳未満																
11			年 月 日																	
12																				
13																				
14																				
15			年 月 日																	

【若年技術職員の継続的な育成および評価の状況】

若年技術職員3名 ÷ 技術職員数6名 = 50% > 15% → 該当

【新規若年技術職員の育成および確保の状況】

新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員数6名 = 16.6% > 1% → 該当

満年齢は誕生日前日に加齢します。

例）審査基準日：令和3年11月30日

- ・昭和61年12月1日以前の者は満35歳以上
- ・昭和61年12月2日以降の者は満35歳未満

【若年技術職員の継続的な育成および評価の状況】

若年技術職員3名 ÷ 技術職員数6名 = 50% > 15% → 該当

【新規若年技術職員の育成および確保の状況】

新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員数6名 = 16.6% > 1% → 該当

頁番 81	頁数	技術職員名簿の枚数が1枚目であれば〇〇〇〇、12枚目であれば〇〇〇〇のように、欄に数字を記入するに当たって空位の欄に「0」を記入すること。
頁番 82	新規掲載者	今回の申請で新たに技術職員名簿に記載された者に「○」を付すこと。
	審査基準日満年齢	審査基準日時点の満年齢を記載すること。 【留意事項】 ・加点対象となる満35歳未満の技術職員数は、審査基準日時点の満年齢で判断します。 ・新規に若年技術職員を雇用した場合の加点を得るため、退職や解雇等がないにもかかわらず、故意に前々事業年度に記載された技術職員を前事業年度に不記載として当事業年度で再掲載した場合は虚偽申請となり、監督処分の対象となります。 ・新規掲載者でも6ヵ月の雇用関係は必要です。
	業種コード	経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を業種コード表から2つ以内で該当するコードを記入する。
	有資格区分コード	技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」に対応する建設業の種類に係るものについて、別表の分類に従い、該当するコードを記入する。 【留意事項】 ・確認書類として、資格者証、講習受講証および実務経験証明書の写しを添付してください。 ・「基幹技能者」は、建設業法施行規則に基づき国の登録を受けた基幹技能者講習を受講した者について加点対象となり、登録基幹技能者講習修了証（写）により確認します。
	講習受講	建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。 【留意事項】 ・現行の2級技術者およびその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。 ・「有資格区分コード」欄を記入した場合は、「講習受講」欄は必ず「1」か「2」を記入する。 ・講習受講がない場合は「2」を記入する（ない＝「0」ではない）。 ・監理技術者資格は、審査基準日で資格者証の交付があっても、審査基準日で講習の受講がなければ、基準日以降に講習受講していても講習受講は「2（なし）」となる。 ・講習を受講した日が審査基準日より前の日付かつ受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。
	監理技術者資格者証交付番号	法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。
	CPD 単位取得数	以下の算定式で算出される数値を記載する。 審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数 ÷ 告示別表第18に掲げるCPD認定団体毎に掲げる数値（※） × 30 【留意事項】 ・1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか1つの団体のみ記載できます。 ・各技術者のCPD単位の上限は30です。 ・その他の留意事項はp もご確認ください。

（参考）業種コード一覧

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

（参考）雇用状況等の確認方法

原則として、以下の区分に応じて掲げる書類により確認する。

※健康保険証・後期高齢者医療被保険者証については令和7年12月1日まで本人確認書類として認めます（有効なものに限る）。

※「健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号」および「健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬額決定通知書の被保険者整理番号」には、マスキングを施してください。下記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分にマスキングを施してください。

○社会保険（健康保険または厚生年金保険、以下同じ）適用対象者

①社会保険に係る標準報酬月額決定通知書（写）（審査基準日および審査基準日以前6か月を超える日が確認できる2期分のもの）

②次に掲げるもののうちのいずれか

- ・健康保険証（写）（事業所名および資格取得日の記載があるもの）
- ・健康保険組合理事長による証明（健康保険証に事業所名の記載がない場合で、それぞれの資格取得日を証明したもの）

③雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写） ※法人の役員等適用除外者を除く

④上記の書類が確認できない場合、雇用証明書

○雇用保険適用対象者（社会保険適用除外者）

①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証（写）（審査基準日時点で有効なもの）

②雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）

③次に掲げるもののうちのいずれか

- ・雇用保険に係る事業所別被保険者台帳（写）
- ・所得税源泉徴収簿（写）
- ・住民税特別徴収税額通知書（写）

④上記の書類が確認できない場合、雇用証明書

○社会保険、雇用保険適用除外者

①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証（写）（審査基準日時点で有効なもの）

②①次に掲げるもののうちのいずれか ※個人事業主本人を除く

- ・所得税源泉徴収簿（写）
- ・住民税特別徴収税額通知書（写）
- ・青色申告決算書のうち、専従者給与額が分かる部分（写）

③上記の書類が確認できない場合、雇用証明書

※必要に応じ、上記の他の書類（出勤簿・賃金台帳等）の提示を求めることがある。

（参考）「6か月を超える雇用関係」の期間計算

(1) 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。

(2) 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日がない場合は、翌月の初日を6か月前とする。

(3) 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

(例) 主な審査基準日（決算日）ごとの該当日は、以下のとおりである。

審査基準日	起算日	6か月前の日	6か月を超える日
令和5年3月31日	令和5年3月30日	令和4年10月1日	令和4年9月30日
令和5年5月31日	令和5年5月30日	令和4年12月1日	令和4年11月30日
令和5年6月30日	令和5年6月29日	令和4年12月30日	令和4年12月29日
令和4年9月30日	令和4年9月29日	令和4年3月30日	令和4年3月29日
令和4年12月31日	令和4年12月30日	令和4年7月1日	令和4年6月30日
令和5年6月15日	令和5年6月14日	令和4年12月15日	令和4年12月14日

※ 申請者が個人承継または法人成りしている場合は、承継前の雇用期間に算入できる。

※ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

(確認書類)

- ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別記様式第3号）、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し（雇用者の人数が10人以下の場合は、これに準ずる書類）など
- ・継続雇用制度は、定年を65歳未満と定めている事業主が講じなければならない措置であり、そもそも定年を採用していない場合や定年が65歳以上である場合は適用対象外である。

【留意事項】

- ・技術職員は、経審申請した業種に必ず1人以上振り分ける必要はない。
- ・1人の技術職員につき2つの有資格を記入できるが、同一の業種に2つの資格は加算されないため、重複して記入できない。
- ・「業種コード」に対応しない「有資格区分コード」は記入できない。
- ・実務経験者についても1人の技術職員につき2つの有資格を記入できるが、業種ごとにそれぞれ実務経験が必要となる（建設業許可の実務経験証明書は業種ごとに作成される）。
- ・技術者の経験年数を確認する場合、自社以外で勤務していた経歴は自社証明できない。
- ・建設業法で規定する技術者（一般は①～③、特定は④～⑥）は次のとおり。
 - ①建設業法第7条第2号イの規定に該当する者
（許可を受けた建設業の工事種別について）高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後5年以上、または大学もしくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者
 - ②建設業法第7条第2号ロの規定に該当する者
（許可を受けた建設業の工事種別について）10年以上の実務経験を有する者
 - ③建設業法第7条第2号ハの規定に該当する者
国土交通大臣が①または②と同等以上の知識および技術または技能を有すると認定した者
（規則第7条の3に個別具体の資格の列記あり）
 - ④建設業法第15条第2号イの規定に該当する者
建設業法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験の合格者、または他の法令の規定による免許の取得者
 - ⑤建設業法第15条第2号ロの規定に該当する者
①～③に該当する者で、4500万円以上の元請工事で2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 - ⑥建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者
国土交通大臣が④または⑤と同等以上の能力を有すると認定した者

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のにずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	絶縁体
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

別紙三 その他の審査項目（社会性等）

I 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

4.1 雇用保険加入の有無

その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入する。

【留意事項】

- ・審査基準日を含む年度の概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面（保険料の申告書および領収済通知書（写）等）により確認する。
- ・「技術職員名簿」に計上されている職員については、適用対象者全員が雇用保険に加入していることを、雇用保険被保険者資格取得確認通知書または雇用保険に係る事業所別被保険者台帳（写）により確認する。一人でも確認できない場合は、加入なし（もしくは当該職員を技術職員として認めない）とする。
- ・雇用保険加入がない場合は「2」である（「0」ではない）。

【解説】

- ・雇用保険は、雇用保険法に基づき失業した労働者の生活の安定や再就職の促進等を目的とする保険で、労災保険と一体として保険料の徴収等がなされており、雇用保険と労災保険を併せて労働保険と呼んでいる。
- ・建設業の事業所で、次の場合は雇用保険に加入しなければならない。
 - ① 事業所（会社または工事現場）を新たに設置したとき
 - ② 加入させなければならない労働者を1人でも雇用している法人または個人の事業所
- ・上記の適用事業所に雇用されている労働者で、以下のいずれにも該当しない者は加入させなければならない労働者に該当する。
 - ① 短時間労働者で、季節的に雇用される者および雇用される期間が1年未満の短期雇用に就くことを常態とする者
 - ② 4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
 - ③ 代表取締役、取締役（部長・支店長など従業員としての雇用関係があると認められた場合を除く。）、監査役等
 - ④ 原則として事業主と同居の親族
 - ⑤ 日雇労働被保険者に該当しない日雇労働者
- ・適用除外（「3」に該当する場合）としては、従業員が1人も雇用されていない場合、または常勤役員のみのある会社がある。

※平成29年1月1日より雇用保険の適用が拡大され、65歳以上の方も適用対象となりました。
以下の場合には管轄のハローワークへの届出が必要です。

- ・平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合
- ・平成28年12月末までに65歳以上の労働者を新たに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
詳しくは管轄のハローワークへお問い合わせください。

42 健康保険加入の有無・43 厚生年金保険加入の有無

従業員が健康保険および厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての年金事務所（企業単位の健康保険にあつては健康保険組合）に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入する。

【留意事項】

- ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面（保険料納入告知額・領収済額通知書（写）等）により確認する。
- ・「技術職員名簿」に計上されている職員については、健康保険（厚生年金保険）に加入していることを、社会保険に係る標準報酬月額決定通知書および健康保険証（写）等により確認する。一人でも加入していない場合は加入なしとすること。
- ・健康保険及び厚生年金保険加入がない場合は「2」である（「0」ではない）。

【解説】

- ・健康保険は、健康保険法に基づき、労働者およびその扶養家族に対し業務に関係のない病気やけがについての給付を目的とした保険であり、厚生年金は、厚生年金法に基づき、労働者の老齢、傷害または死亡についての給付を目的とする保険である。
- ・健康保険と厚生年金保険は、原則として社会保険の制度上セット加入が義務付けられている。
- ・建設業の事業所で次の場合は加入しなければならない。
 - ① 法人の事業所で常時従業員（事業主のみの場合も含む）を雇用している場合
 - ② 個人の事業所で従業員を5人以上雇用している場合
- ・適用事業所に使用される者で、以下のいずれかに該当しない者は加入させなければならない。
 - ① 1か月を超えずに日々雇い入れられる者
 - ② 使用期間が2か月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 季節的業務に使用される者で期間が4か月を超えない者
 - ④ 臨時的事業に使用されるもので期間が6か月を超えない者
 - ⑤ 所在地が一定しない事業所の事業に使用される者
 - ⑥ 国民健康保険に加入している事業所に使用される者
 - ⑦ 健康保険の保険者または共済組合の承認を受けて、国民健康保険の被保険者となっている者
 - ⑧ 国および地方公共団体または法人に使用される者であつて、他の法律に基づく共済組合の組合員
- * ⑥、⑦は健康保険のみ、⑧は厚生年金保険のみに該当
- ・適用除外（「3」に該当する場合）としては、従業員4人以下の個人事業所、建設業関係の国民健康保険組合に事業所単位で加入している場合等がある。
- ・社会保険以外の健康保険組合への加入については、証明書類に基づき加入の有無について、再度組合に確認を行うことがある（全員の保険証についてコピーが添付されており、かつ、加入していることが明かに認められる場合を除く）。

44 建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【留意事項】

- ・建設業退職金共済制度は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）をしている場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。）に、加点して審査する。

45 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入する。

- ・労働協約もしくは就業規則に退職手当の定めがあること、または退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- ・勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- ・厚生年金基金が設立されていること。
- ・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- ・確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- ・確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

【留意事項】

・次に掲げるいずれかに該当する場合に加点して審査する。

- ① 独立行政法人勤労者退職金共済機構もしくは所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう）が締結されている場合、または退職金の制度について、労働協約の定めもしくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む）の定めがある場合
- ② 厚生年金基金（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごとまたは職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう）が設立されている場合、法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行または生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう）が締結されている場合、確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金および規約型企業年金をいう）が導入されている場合または確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独または共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう）が導入されている場合

4.6 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（全国中小企業共済協同組合連合会）、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度、または保険会社のいずれかに加入している場合は、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害および通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【留意事項】

- ・法定外労働災害補償制度は次の全てを満たすこと。
 - ① 業務災害と通勤災害のいずれもが対象であること。
 - ② 職員および下請負人のすべてが対象であること。
 - ③ 死亡および障害等級第1級から第7級までが対象であること。
 - ④ 全ての工事現場を補償していること。

【解説】

- ・法定外労働災害補償制度について、共同企業体および海外工事を除く全工事現場を補償するものは対象となるが、工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的に直接の使用関係にある職員および下請人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていることが確認できないものであるため、対象とならない。
- ・準記名式の普通傷害保険については、
 - ① 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。
 - ② 被保険者数が直接の使用関係にある職員および下請人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。
 の要件を満たすものであることが確認された場合のみ加点対象となる。
- ・建設業者団体、互助会等（以下「建設業者団体等」という。）が取り扱ういわゆる団体保険制度について、建設業者団体等と保険会社との間で上記の要件に該当する契約が締結されている場合には、申請者と保険会社との間で契約が締結されているものとみなして加点対象とする。

4.7 若年技術職員の継続的な育成及び確保

「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合に「1」を、該当しない場合に「2」を記入する。

また、「技術職員数」の欄は別紙二の『技術職員名簿』に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄は別紙二の『技術職員名簿』に記載した満35歳未満の技術職員の人数を記入し、「若年技術職員の割合」の欄は、「若年技術職員数」欄に記入した人数を「技術職員数」欄に記入した人数で除した数値を百分率で記入する（除した数値の小数点第2位以下の端数は切捨て表示）。

48 新規若年技術職員の育成及び確保

「新規若年技術職員の育成及び確保」欄は、別紙二の『技術職員名簿』に記載した満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員人数の合計（『技術職員名簿』の「新規掲載者」欄に「○」を付けた満35歳未満の者の合計数が技術職員の合計数）の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入する。

また、「新規若年技術職員数」欄は、別紙二の『技術職員名簿』に記載した技術職員のうち「新規掲載者」欄に「○」が付された満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄は、「新規若年技術職員数」欄に記載した数値を47「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で記入する（除した数値の小数点第2位以下の端数は切捨て表示）。

49 CPD単位取得数および技術者数

別紙第二「技術者名簿」に記載したCPD単位取得数および人数と様式4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位取得数の合計および人数を記入する。（小数点以下、切り捨て）

（計算方法）

＜技術者一人あたりのCPD単位数＞

審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数

÷

告示別表第18に掲げるCPD認定団体毎に掲げる数値（※）

× 30

※告示別表第18に掲げるCPD認定団体毎に掲げる数値

(公社)空気調和・衛生工学会	50	(公社)日本建築士会連合会	12
(一財)建設業振興基金	12	(公社)日本造園学会	50
(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(公社)日本都市計画学会	50
(一社)交通工学研究会	50	(公社)農業農村工学会	50
(公社)地盤工学会	50	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	(公社)日本建築家協会	12
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社)日本建設業連合会	12
(一社)全国測量設計業協会連合会	20	(一社)日本建築学会	12
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社)建築設備技術者協会	12
(一社)全日本建設技術協会	25	(一社)電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12
(公社)土木学会	50	(公財)建築技術教育普及センター	12
(一社)日本環境アセスメント協会	50	(一社)日本建築構造技術者協会	12
(公社)日本技術士会	50		

＜計算例＞

A技術者が（一社）建設コンサルタンツ協会から「20」単位認定されている場合

$20 \div 50 \times 30 = 12 \rightarrow$ A技術者の「CPD単位取得数」

【留意事項】

・1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出します（各技術者のCPD単位数の上限は30）。

別紙第二「技術者名簿」の掲載者以外のCPD単位取得者で、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補および二級技士補については、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載してください。

・審査基準日時点で6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定されることなく常時雇用されている方が対象となります。

記數器值

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設法人に従事する職員のうち、建設法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第二十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する員又は一級建築士（は二級の第一次検定に合格した者である）で、規則別表第十八条第二号ハ、別記に記載のない事項について作成するもの。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
- なお、小数以下の数値がある場合は、これを四捨五入する。

- ・様式第4号は、別紙第二「技術職員名簿」の掲載者以外で、CPD計上が可能な技術職員（2級技術検定の第一次合格者（2級技士補）や受審業種対象外の技術者など）
- ・別紙第二「技術職員名簿」掲載者は記載しないでください。
- ・「CPD単位数」欄は、各技術者ごとに、上記計算式で算出した数値（上限30）を記載してください。
- ・CPD取得数および技能レベル向上者数がいずれも「0」の場合は提出不要です。

技能レベル向上者数は様式第5号「技能者名簿」で「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数、技能者数は様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記入する。

・審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した方であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者を記載してください（ただし、監理技術者や主任技術者として施工管理のみに従事する者は除く）。

・審査基準日時時点で6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定されることなく常時雇用されている方が対象となります。

<様式5号「技能者名簿」について>

様式第5号

(用紙A4)
年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号又は同条第四号に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

【注意事項】

- 「技能レベル向上者数」とは、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とします。
- 「技能レベル向上」の有無に関わらず、審査基準日以前6ヶ月を超えて恒常的に雇用されている技能者（※）全員を記載すること。
※技能者とは、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事し、施工体制台帳等の作業員名簿の記載対象となる者（施工管理のみに従事する者は除く）。
- 該当者がいない場合は、「該当なし」と記載し、提出してください。
- 認定能力基準による評価を受けていない者または初めて評価を受け、「レベル1」の評価を受けた者については、「技能レベル向上者」に該当しません。
- 初めて評価を受け、「レベル2 以上」の評価を受けた者については、「技能レベル向上者」に該当します。

51 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日において、女性活躍推進法に基づくえるぼし認定（1段階目）を受けている場合は「1」を、えるぼし認定（2段階目）を受けている場合は「2」を、えるぼし認定（3段階目）を受けている場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を受けている場合は「4」を、先述のいずれの認定も受けていない場合は「5」を記入する。

【留意事項】

- 過去に認定を受けている場合でも、審査基準日時点で認定取消又は辞退が行われている場合は非該当となる。

52 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日において、次世代法に基づく、くるみん認定を受けている場合は「1」を、トライくるみん認定を受けている場合は「2」を、プラチナくるみん認定を受けている場合は「3」を、先述のいずれの認定も受けていない場合は「4」を記入する。

【留意事項】

- 過去に認定を受けている場合でも、審査基準日時点で認定取消又は辞退が行われている場合は非該当となる。

53 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日において、若者雇用促進法に基づくユースエール認定を受けている場合は「1」を、先述の認定を受けていない場合は「2」を記入する。

【留意事項】

- ・過去に認定を受けている場合でも、審査基準日時点で認定取消又は辞退が行われている場合は非該当となる。

54 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日において、下記①～③のすべてを実施しており、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、非該当の場合は「3」を記入する。

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式6号に掲げる誓約書の提出

※就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

【留意事項】

- ・審査対象工事は審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事で日本国外の工事、建設業法施行令で定める軽微な工事および災害応急工事以外の工事を対象とする。
- ・審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない。

II 建設業の営業継続の状況

55 営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可または登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入する。

【留意事項】

- ・個人から個人への事業承継（家業相続等）の場合について、営業年数の承継を認める。
- ・営業年数は、法による建設業の許可または登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ・営業休止（建設業の許可または登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）については、当該休止期間を営業年数から控除する。
- ・商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、「経営事項審査の事務取扱い」について（通知）（平成20年1月31日国総建第269号）のⅠの1の(1)のチの②もしくは③に掲げる場合または建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更または譲受けの前に既に建設業の許可または登録を有していたことがある者は、当該許可または登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定または更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定または更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

【留意事項】

- ・平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定または更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定または更生手続終結の決定を受けていない場合は減点する。

Ⅲ 防災活動への貢献の状況

57 防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等または地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【参考】

防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）または地方公共団体との間の協定をいう。

社団法人等の団体が国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加算対象とする。

【留意事項】

- ・防災協定の締結の有無については、次のとおり確認する。

区 分	加算の判断基準	確認（提出）資料
申請者自らが単独で協定締結	審査基準日において ①防災協定を締結していること	①防災協定書（写）
申請者が加入している団体が協定締結	審査基準日において ①団体に所属していること ②団体が防災協定を締結していること ③防災協定上の役割を果たす義務が生じていること	①団体が締結している防災協定書（写） ②審査基準日において申請者が団体に加入していること、および申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（団体の活動計画書や証明書等）

- ・福井県と一般社団法人福井県建設業協会が締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」は次のとおり取り扱う。

- ① 加算の判断基準である「所属団体が防災協定を締結していること」、「防災協定上の役割を果たす義務が生じていること」が発生している日は、細目協定を締結した日とする。
- ② 各土木事務所長と地区建設業協会が締結している細目協定中の別表または連絡網に記載されている業者について、「防災協定上の役割義務が生じている」とする。

- ・「防災協定の締結の有無」は、申請者の社会的評価を加算するものであり、防災協定の内容が申請業種と全く異なる内容でも加算される（例えば、資機材提供、避難協力など）。

- ・詳細な取り扱い等は、下記を参照すること。

① 具体的判断基準、確認資料

区分	加算の判断基準	確認（提出）資料
申請者が単独で防災協定を締結している場合	・審査基準日において、防災協定を締結していること	・防災協定書（写し）
申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合	・審査基準日において、団体に所属しており、その団体が防災協定を締結していて、防災協定上の役割を果たす義務が生じていること	・団体が締結している防災協定書（写し） ・審査基準日において申請者が団体に加入していること、および申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（団体の活動計画書や証明書等）

Ⅳ 法令遵守の状況

58 営業停止処分の有無

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入する。

59 指示処分の有無

審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入する。

V 建設業の経理の状況

60 監査の受審状況

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者）、税理士（所属税理士会が認定する研修を受講した者）、一級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者（令和5年3月末までの間、平成28年度以前に一級登録経理試験に合格した者を含む）、一級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入する。

【留意事項】

- 「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できる者には、申請者の職員ではない外部の税理士等は含まれない。また、二級登録経理試験合格者も含まれない。
- 「60 監査の受審状況」で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類を提出」を選択した場合は、必ず「62 公認会計士等の数」の欄に1以上の数値が記入される。

61 公認会計士等の数・62 二級登録経理試験合格者の数

公認会計士等の数については、審査基準日における職員のうち、公認会計士として登録されている者（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者）、税理士として登録されている者（所属税理士会が認定する研修を受講した者）、一級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者、一級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている人数を記入する。

【留意事項】

- 2級登録経理試験合格者の数は、二級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者、二級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者を記入する。
- 平成28年度以前に一級または二級登録経理試験に合格した者であっても、令和5年3月末までの間は、引き続き評価対象となる。

VI 研究開発の状況

63 研究開発費（2期平均）

審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入する。

ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者は欄に「0」を記入する。

また、表内の欄に審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。

【審査上の留意事項】

- 加対象は、会計監査人設置会社に限定される。公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額が評価される。
- 加対象は、開発費5,000万円以上。

VII 建設機械の保有状況

64 建設機械の所有及びリース台数

審査基準日において、自ら所有し、またはリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械（建設機械法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルおよびモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車（以下「ダンプ車」という）、労働安全衛生法施行令で指定する移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械について、台数の合計を記入する。

【参考】

評価対象となる「建設機械」は、次に掲げるものとする。

建設機械の名称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
ダンプ車	貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	ローラー
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

保有形態が「所有」の場合は、売買契約書、譲渡契約書または譲渡証明書、市役所または町役場の資産証明書、注文請書または販売証明書（※同業者間の場合は資産台帳等を提示すること）等で、所有が証明できること。ただし、共有名義による所有の場合および申請者がリース会社を兼業している場合で当該建設機械をリース目的で所有しているときは、加算対象としない。

保有形態が「リース」の場合は、リース契約書またはレンタル契約書（注文書、請書、出庫伝票、納品書等は不可）で、リースであることが証明できること。

保有形態が「リース」の場合は、審査基準日から1年7か月以上の契約期間があること。なお、自動更新条項がある場合は、1年7か月以上の契約期間があるものとみなす。

特定自主検査記録表や自動車検査証、移動式クレーン検査証により正常に稼動することが確認できるものに限り、加算対象とする。

（参照 P39「移動式クレーン検査証」・「自動車検査証」確認箇所）

【留意事項】

- 建設機械の保有状況一覧表に記載がある建設機械の台数と項番64に記載する台数は、一致していること。
- 特定自主検査は、当該事業所で使用する労働者で、厚生労働省令で定める資格を有するもの（以下「有資格者」という。）または特定自主検査を行う検査業者に実施させなければならないが、有資格者に実施させている場合は、確認のため、検査済標章申請時の有資格者一覧表の写しを提出すること。
- 評価対象である建設機械であることを申請者が明らかにできない場合は、加点対象としない。
- 前回申請時と同一の機械の場合、契約書（写）やカタログ等の確認資料は省略できるものとする。ただし、保有形態が「リース」の場合、リース契約書（写）は省略できないものとする。
- 特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証は審査基準日時点で有効なものを添付すること。
- ユニック車については、アタッチメントが交換可能であること、掘削系点検の受検が自主検査表で確認できること。
- 法定の特定自主検査、自動車検査、性能検査を受けていない場合、仮に建設機械が問題なく稼働するとしても労働安全衛生法や道路運送車両法違反に該当することから、加点対象となる建設機械には認めない。

《参考》

1 移動式クレーン検査証の確認箇所

様式第21号（第59条関係）

(表面)		(裏面)	
第 号	移動式クレーン検査証	日	付
製造検査又は使用検査申請者名及び住所		月	年
設 置 地	評価対象は「移動式クレーン」のみ ※「クレーン」(固定式クレーン)は対象外です。	日	年
事 業 の 名 称	つり上げ荷重が3トン以上であること	月	年
種 類 及 び 型 式		日	年
つ り 上 げ 荷 重		月	年
製造検査又は使用検査の刻印番号		日	年
有 効 期 間	検査者印	有 効 期 間	検査者印
年 月 日から		年 月 日から	
年 月 日まで		年 月 日まで	
審査基準日が有効期間内であること ※経営規模等評価申請時までに更新されている場合は新しい検査証で可		月 月 日から	
年 月 日まで		月 月 日から	
年 月 日から		年 月 日から	
年 月 日まで		年 月 日まで	
年 月 日		月	年
都道府県労働局長 印		日	

2 自動車検査証の確認箇所

番号 ※※※※※

令和※※年※※月※※日

○×運輸局長印

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
福井 ### ○ ###	平成 ###年 ##月 ##日	平成 ##年 ##月	普通	貨物	自家用	ダンプ [###]
車名	車台	車体重量	最大積載量	車両重量	車両総重量	
\$\$\$	初度登録年月が審査基準日以前であること ※保有開始の時期は売買契約書またはリース契約書で確認	####	####	####	####	
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の	燃料の	燃料の	
△#&-##\$	%%!?	####	####	####	####	
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	使用者の氏名又は名称	使用者の住所	使用の本拠の位置	有効期間の満了する日	
○△ ■□	福井県福井市大手3丁目1-17 [#####]	***	***	***	平成 ##年 \$\$月 %日	
審査基準日が有効期間の満了する日以前であること						
[福井] 新規登録 自動車重量税額 ¥##, ### 使用車種規制 (NOx・PM) 適合 この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 速度抑制装置付 [その他検査事項] (###) 燃料タンク 1個 100L (#) 福井 建### 荷台の深さ60CM 以下余白						
「建」と表示されていることを要しない。						

Ⅷ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

65 エコアクション21の認証の有無

審査基準日において、(一財)持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合および登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入する。

66 ISO9001の登録の有無

審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合および登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入する。

67 ISO14001の登録の有無

審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合および登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入する。

8 経営規模等評価申請・総合評定値請求に係る提出書類・提示書類一覧(知事許可業者)

省令様式:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式をいう。
通知様式:経営事項審査の事務取扱について(平成20年1月31日国総建第269号)別記様式をいう。
県様式:福井県が独自に定める様式をいう。

【提出書類】

(1) 提出に当たっては、正1部、副(下表1~8)1部、控え1部 を持参してください。

提出書類の名称			様式	部数	添付		備考【JCIP上の添付書類名】
					正本	副本	
1	☐	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	省令様式第25号の11 20001帳票	2	○	○	
2	☐	審査手数料印紙(証紙)貼付書または県様式「申込番号記入欄」		1	○		審査手数料相当分の福井県証紙を貼付 (貼付書は任意様式) 県様式「申込番号記入欄」は手数料納 付システムで納付した場合に限り添付
3	☐	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	省令様式第25号の11別紙1 20002帳票	2	○	○	
4	☐	工事種類別完成工事高付表	通知様式第1号	2	○	○	該当する場合のみ
5	☐	技術職員名簿	省令様式第25号の11別紙2 20005帳票	2	○	○	
6	☐	その他の審査項目(社会性等)	省令様式第25号の11別紙3 20004帳票	2	○	○	
7	☐	経営状況分析結果通知書(原本および写し)	様式第25号の10 10006帳票	各1	○ (原本)	○ (写し)	総合評定値を請求する場合のみ 原本を正本に、コピーを副本に添付
8	☐	工事経歴書	省令様式第2号	2	○	○	下請工事のうち、県内で官公署が発注 した公共工事に係るものについては、元 請工事の注文者および工事名を併記
9	☐	①継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 ②労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しで継続雇用制 度および定年制度の内容が確認できるもの(雇用者が10人以下 の事業所にあつては、これに準ずるもの)	通知様式第3号	1	○		該当者がいる場合のみ
10	☐	技術職員に係る資格者証、講習受講証および実務経験証明の写し		1	○		注1 参照 【技術職員の資格等を証明する資料】
11	☐	技術職員に係る健康保険証(事業所名の記載のあるもの)の写し もしくは健康保険組合理事長が各々の個別資格取得日を証明した 書面、または国民健康保険被保険者証もしくは後期高齢者医療被 保険者証の写し 上記書類が確認できない場合、雇用証明書		1	○		該当する場合のみ (保険者番号、被保険者等記号・番号、 マイナンバーにはマスキングを施すこ と) 【技術職員の資格等を証明する資料】
12	☐	雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料申告書の控えの写し および雇用保険被保険者資格取得確認通知書ならびに保険料の 領収済通知書等の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【雇用保険加入有を確認する資料】
13	☐	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知 書(写)(健康保険・厚生年金保険に加入していない場合は、他の 書類(住民税特別徴収税額通知書(写)、所得税源泉徴収簿(写)、 雇用保険に係る事業所別被保険者台帳(写)、青色申告決算書 のうち、専従者給与額が分かる部分(写)等))	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 審査基準日および審査基準日以前6か 月を超える日が確認できるもの (被保険者整理番号にはマスキングを 施すこと) 【健康保険加入有を確認する資料】
14	☐	健康保険および厚生年金保険の保険料の領収証書、または納入 証明書等の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【健康保険加入有を確認する資料】
15	☐	建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【建設業退職金共済制度加入有を確認する資料】
16	☐	企業年金制度または退職一時金制度に係る書類であつて次に掲 げるいずれかの書類 (1) 中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金 共済団体加 入証明書等または労働基準監督署長の印のある就業規則または 労働協約の写し(退職一時金規程を含むもの) (2) 厚生年金基金加入証明書、適格退職年金契 約の契約書ま たはその他の企業年金加入証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【退職一時金制度もしくは企業年金制度導入有を確認 する資料】
17	☐	建設労災補償共済制度またはその他の法定外労働災害補償制 度の加入に係る証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 注2 参照 【法定外労働災害補償制度加入有を確認する資料】
18	☐	①民事再生手続開始決定通知書または再生手続開始決定通知 書の写し または ②再生(更生)手続開始決定通知書または再 生(更生)手続き終結決定を証明する書面	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【民事再生法又は会社更生法の適用有を確認する資 料】
19	☐	監査の受審状況が分かる書類 (有価証券報告書もしくは監査証明書の写し、会計参与報告書の 写しまたは経理処理の適正を確認した旨の書類)	通知様式第2号	1	○		該当する場合のみ 【監査の受審状況を確認する資料】
20	☐	建設業経理士等名簿	県様式	1	○		該当する場合のみ 【公認会計士等の数を証明する資料】
21	☐	公認会計士等の研修受講したことを証する書面、登録経理試験合 格証明書 または登録経理講習の修了書(いずれも写)	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 注1 参照 【公認会計士等の数を証明する資料】
22	☐	公認会計士等に係る健康保険証(事業所名の記載のあるもの)お よび雇用保険被保険者資格取得確認通知書(いずれも写)		1	○		該当する場合のみ 【公認会計士等の常勤性を確認する資料】
23	☐	国、特殊法人等または地方公共団体との締結している防災協定 書の写し(証明書の場合は、原本)		1	○		該当する場合のみ 注3 参照 【防災協定の締結有を確認する資料】
24	☐	建設機械の保有状況一覧表	県様式	1	○		該当する場合のみ 注4 参照 【建設機械所有及びリース台数を確認する資料】

提出書類の名称			様式	部数	添付		備考
					正本	副本	
25	☐	建設機械の仕様が確認できるもの(車検証(写)、カタログ(写)、写真等)		1	○		該当する場合のみ 注5参照 【建設機械所有及びリース台数を確認する資料】
26	☐	売買契約書、譲渡契約書、リース契約書(審査基準日から1年7か月以上のリース期間があるもの)の写し、販売証明書等		1	○		該当する場合のみ 注5参照 【建設機械所有及びリース台数を確認する資料】
27	☐	特定自主検査記録表の写し(事業内検査の場合は、検査済標準申請時の有資格者の一覧表の写しを含む。)、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し		1	○		該当する場合のみ 【建設機械所有及びリース台数を確認する資料】
28	☐	エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面の写し		1	○		該当する場合のみ 注6参照 【エコアクション21の認証を証明する資料】
29	☐	ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し(付属書を含む。)		1	○		該当する場合のみ 注6参照 【対応する規格を証明する資料】
30	☐	①「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」(様式第4号)②「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し③「技能者名簿」(様式第5号)④能力評価(レベル判定)結果通知書の写し⑤審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿		1	○		該当する場合のみ 【CPD単位取得数を確認する資料】
31	☐	えるばし認定、くるみん認定、ユースエールの各認定を受けていることを証する書面(「基準適合事業主認定通知書」または「基準適合一般事業主認定通知書」)		1	○		該当する場合のみ 【対象となる認定を証明する資料】
32	☐	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式6号)	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 【CCUSの活用状況を確認する資料】
33	☐	資本性借入金を「自己資本の額」に加算したことを証する書面(経営状況分析の申請時に提出した「資本性借入金」該当証明書の写しおよび、基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表)	通知様式	1	○		自己資本額の計算基準区分で「2」(2期平均)を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合
34	☐	消費税確定申告書控えの写し(税務署の受付印のあるもので直近の事業年度に係るもの)および消費税納税証明書(その1)の写し(直近の1年分)	発行官公署の様式	1	○		【前期の自己資本額を確認する資料】
35	☐	(特殊経審・決算変更時のみ) 法人税申告書別表十六(一)および(二)(減価償却費として計上した金額を証明することができる書類)の写し	〃	1	○		
36	☐	直近1事業年度分の財務諸表(原則として税抜き)		1	○		
37	☐	省令様式第17号の2による注記表の写し		1	○		
38	☐	返信用封筒(110円切手貼付)定型		2	-	-	①結果通知書送付用 ②次回経審事前案内用
39	☐	上記の他、申請書類の審査に必要な書類					
提示書類の名称			様式	部数	添付		備考
					正本	副本	
1	☐	工事請負契約書等	-	-	-	-	【工事経歴を確認する資料】
2	☐	工事請負台帳	-	-	-	-	
3	☐	元帳	-	-	-	-	
4	☐	預金現金出納帳	-	-	-	-	
5	☐	法人税または所得税の確定申告書(決算報告書を含む。)の控え(税務署の受付印のあるもので直前1事業年度分)	-	-	-	-	
6	☐	上記の他、申請書類の審査に必要な書類					

(注)

- 提出書類10「技術職員に係る資格者証および実務経験証明書(写)」および提出書類21「公認会計士等の資格証および登録経理試験合格証明書」については、前回の経営規模等評価申請において既に提出している場合には省略することができます。前回の審査基準日以降、新たな職員または資格の追加があった場合には、追加に関するもののみ提出してください。
なお、監理技術者資格者証および講習受講証の写しについては、更新の有無にかかわらず毎回提出してください。
- 提出書類19「建設労災補償共済制度またはその他の労災保険の加入証明書」について、準記名式の普通傷害保険に加入している場合には、労働災害保険概算・確定保険料申告書(労働保険分)控および領収証書等(いずれも写)も併せて提出してください。
- 提出書類23「国、特殊法人等または地方公共団体と締結している防災協定書」について、加入している団体が国等との間で防災協定を締結している場合には、防災協定書(写)、団体に加入していることを証する書類および防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(団体の活動計画書や証明書等)を提出してください。
- 提出書類24「建設機械の保有状況一覧表」について、経営事項審査の対象となる建設機械は、建設機械抵当法施行令別表のうち、ショベル掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはバイルドライバのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)およびモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、労働安全衛生法施行令で指定する移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)、高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)、締固め用機械(ローラー)、解体用機械(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)に限ります。
保有する建設機械の型式の仕様がどの建設機械の区分に該当するかは、あらかじめ当該建設機械のメーカー等にお問い合わせをされた上で、審査対象となる建設機械のみの記載をお願いします。
- 提出書類25「建設機械の仕様が確認できるもの(車検証(写)、カタログ(写)、写真等)」および提出書類26「売買契約書、譲渡契約書、リース契約書(審査基準日から1年7か月以上のリース期間があるもの)の写し、販売証明書等」について、前回申請時と同一の機械の場合省略できるものとする。ただし、保有形態が「リース」の場合、リース契約書(写)は省略できないものとする。
- 提出書類28「エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面の写し」、提出書類29「ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し」について、経営事項審査の対象となるのは、認証範囲に経営事項審査で申請する業種のうちいずれかの業種が含まれている場合で、かつ、建設業の許可のある全ての営業所で取得している場合に限り、従って、会社単位で取得していない場合は、建設業許可のある全ての営業所の写しを提出してください。

7 提示書類については、写しを取らせていただくことがありますので御了承ください。

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設工事の種類	建設工事の例示
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事水道施設工事 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

業種別技術職員コード表 1 / 3

「1※」・・・1点（実務経験3年）

「1〇」・・・1点（実務経験5年）

上記は審査基準日が令和5年7月1日以降の場合に技術職員として認められます。

	コード		建設業の種類																																
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
	001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	005	令第28条に該当する者（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工技士	5	5					5	5								5																	
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																	
	113	1級土木施工管理技士（注2）	5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5		5	1※			1※		1※		1※	5	1※	5			
	11H	1級土木施工管理技士補（注2）					1※	1※	1※	1※	1※			1※			1※	1※		1※	1※			1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	214	2級土木施工管理技士（注2）	種別	土	木	2	2		1〇	2	2	2	1〇			1〇	2	2	1〇	2	2		1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		2	1	〇	2
	鋼構造物塗装																																		
	薬液注入																																		
	215	2級土木施工管理技士補	種別	土	木				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇	1〇		1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
	鋼構造物塗装																																		
	薬液注入																																		
	120	1級建築施工管理技士（注2）				5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5		5	5	5	5	5	1※	5		5	1※	1※	1※	5			
	12C	1級建築施工管理技士補（注2）				1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	221	2級建築施工管理技士（注2）	種別	建	築		2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	2	
	躯体																																		
	仕上げ																																		
	222	2級建築施工管理技士補	種別	建	築		2	2	1〇	1〇	2	2	2			2		1〇		2	2	2	2	2	1〇	2		2	1	〇	1	〇	1	〇	
	躯体																																		
	仕上げ																																		
	127	1級電気工事施工管理技士										5													1※								1※		
	005	1級電気工事施工管理技士補																							1※							1※			
	228	2級電気工事施工管理技士										2													1〇							1〇			
	22F	2級電気工事施工管理技士補																							1〇							1〇			
	129	1級管工事施工管理技士										5			1※	1※	1※							1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	12G	1級管工事施工管理技士補													1※	1※	1※							1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	230	2級管工事施工管理技士										2			1〇	1〇	1〇							1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
	23A	2級管工事施工管理技士補													1〇	1〇	1〇							1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
	131	1級電気通信工事施工管理技士																									5								
	232	2級電気通信工事施工管理技士																									2								
	133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
234	2級造園施工管理技士					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
23E	2級造園施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
建築士法	137	1級建築士			5	5				5			5	5	5									5											
	238	2級建築士			2	2				2			2											2											
	239	木造建築士			2																														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）（注2）	5	5					5	5		5						5	5								5							5	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注2）	5	5					5	5		5		5	5	5	5	5									5							5	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5					5	5																									
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5															5								
	145	機械・総合技術監理（機械）																								5									
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5													5									
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																			5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）												5																	5		5		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5					5	5									5																
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										5							
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5					5	5																		5							
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																							
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																		5				
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																		5		5		
電気工事士法	155	第1種電気工事士									2																								
	256	第2種電気工事士 【3年】									1																								
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】									1																								
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 【5年】																									1								
水道法	265	給水装置工事主任技術者 【1年】										1																							
消防法	168	甲種 消防設備士																														2			
	169	乙種 消防設備士																														2			

業種別技術職員コード表 2/3

[illegible]

業種別技術職員コード表 3／3

			建設業の種類																																
			土	パ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	脚	橋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	面	井	具	水	消	清	解		
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2													
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1													
	191	噴霧塗装（1級）																				2													
	291	噴霧塗装（2級）																				1													
	167	路面標示施工																				2													
	192	畳製作・畳工（1級）																					2												
	292	畳製作・畳工（2級）																					1												
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表員工（1級）																					2												
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表員工（2級）																					1												
	194	熱絶縁施工（1級）																							2										
	294	熱絶縁施工（2級）																							1										
	195	建具製作・建員工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																													2				
	295	建具製作・建員工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																														1			
	196	造園（1級）																												2					
	296	造園（2級）																												1					
	197	防水施工（1級）																					2												
	297	防水施工（2級）																					1												
	198	さく井（1級）																														2			
	298	さく井（2級）																															1		
	061	地すべり防止工事							1	1																					1				
	040	基礎ぐい工事							2	2																									
	062	建築設備士										1	1																						
	063	計装										1	1																						
	060	解体工事																																2	
	064	基幹技能者	講習修了証記載の業種に応じて2業種以内に限り3点ずつ加点																																
	704	認定能力評価基準（レベル4）	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り3点ずつ加点																																
703	認定能力評価基準（レベル3）	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り2点ずつ加点																																	
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
			土	パ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	脚	橋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	面	井	具	水	消	清	解		

- (注1) 欄内の数値が加点される。
- (注2) 解体工事業の加点を申請する場合、平成27年度までの合格者については、合格後実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要です。
- (注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。